

平成26年

第2回市議会定例会 議案第23号

公有水面埋立てについて

公有水面埋立法第3条第1項の規定により、公有水面埋立てに関し、北海道知事高橋はるみから別添のとおり意見を求められたが、これに同意したいので議会の議決を求める。

平成26年6月12日提出

函館市長 工藤 壽 樹

(根拠規定)

公有水面埋立法第3条第4項

砂防第323-12号

平成26年3月6日

函館市長 様

北海道知事 高橋 はるみ

公有水面埋立ての免許の出願について（照会）

平成25年12月19日付けで北海道から出願のあったこのことについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、貴職の意見を求めます。

なお、意見書については、平成26年7月5日までに提出してください。

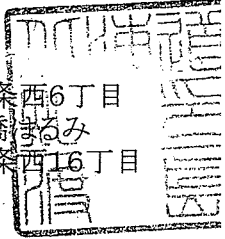
（建設部土木局砂防災害課事業管理グループ）

# 公有水面埋立免許願書

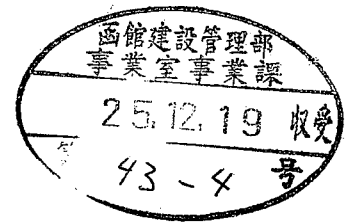
平成25年12月19日

北海道知事 高橋はるみ 殿

出願者	北海道
出願者の住所	札幌市中央区北3条西6丁目
出願者の代表者	北海道知事 高橋はるみ
代表者の住所	札幌市中央区北1条西16丁目



公有水面埋立法第2条第1項の公有水面埋立ての免許を受けたいので、下記のとおり出願します。



## 1. 埋立区域

### (1) 位置

函館市古武井町 165番2地先の公有水面

### (2) 区域

次のA1の地点からA6の地点までを順次に結んだ線及びA1の地点とA6の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(世界測地系による測量成果を使用)

A1の地点～2級基準点H19-1-2-1(北緯 $41^{\circ}47'19''$ 7368 東経 $141^{\circ}7'22''$ 5876  
 $X=-245249.079$   $Y=+72555.531$ )から方向角 $85^{\circ}47'52''$ の方向  
346.482mの地点

A2の地点～A1の地点から  
方向角  $85^{\circ}06'20''$ の方向  
5.34mの地点

A3の地点～A2の地点から  
方向角  $88^{\circ}43'37''$ の方向  
5.81mの地点

A4の地点～A3の地点から  
方向角 $178^{\circ}41'51''$ の方向  
2.20mの地点

A5の地点～A4の地点から  
方向角 $269^{\circ}13'27''$ の方向  
5.91mの地点

A6の地点～A5の地点から  
方向角  $264^{\circ}34'59''$ の方向  
5.24mの地点

### (3) 埋立面積

埋立区域面積 24.17 m<sup>2</sup>

## 2. 埋立に関する工事の施行区域

### (1) 位置

函館市古武井町156番1、165番3、165番7地内並びに131番1、132番1、137番1、138番1、143番1、144番1、144番2、144番3、148番1、148番6、155番1、155番2、155番3、156番1、164番1、165番1、165番2、165番3、165番6及び165番7地先

### (2) 区域

次のB1の地点からB37の地点までを順次に結んだ線及びB1の地点とB37の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(世界測地系による測量成果を使用)

B1の地点～2級基準点H19-1-2-1(北緯 $41^{\circ}47'19''$ 7368 東経 $141^{\circ}7'22''$ 5876  
 $X=-245249.079$   $Y=+72555.531$ )から方向角 $89^{\circ}51'30''$ の方向  
121.391mの地点

B2の地点～B1の地点から 方向角  $82^{\circ}00'11''$ の方向  
19.90mの地点

B3の地点～B2の地点から 方向角  $82^{\circ}18'46''$ の方向  
19.70mの地点

B4の地点～B3の地点から 方向角  $79^{\circ}38'55''$ の方向  
19.53mの地点

B5の地点～B4の地点から 方向角  $70^{\circ}29'29''$ の方向  
19.63mの地点

B6の地点～B5の地点から 方向角  $72^{\circ}22'46''$ の方向  
15.55mの地点

B7の地点～B6の地点から 方向角  $72^{\circ}22'45''$ の方向  
16.07mの地点

B8の地点～B7の地点から 方向角  $72^{\circ}22'34''$ の方向  
8.24mの地点

B9の地点～B8の地点から 方向角  $74^{\circ}31'15''$ の方向  
20.42mの地点

B10の地点～B9の地点から 方向角  $74^{\circ}43'47''$ の方向  
20.79mの地点

B11の地点～B10の地点から 方向角  $73^{\circ}51'02''$ の方向  
19.01mの地点

B12の地点～B11の地点から 方向角  $89^{\circ}12'17''$ の方向  
9.80mの地点

B13の地点～B12の地点から 方向角  $89^{\circ}20'26''$ の方向  
13.29mの地点

B14の地点～B13の地点から 方向角  $89^{\circ}44'07''$ の方向  
13.64mの地点

B15の地点～B14の地点から	方向角 89° 43' 49" の方向 6. 80mの地点
B16の地点～B15の地点から	方向角102° 30' 19" の方向 4. 48mの地点
B17の地点～B16の地点から	方向角 94° 48' 22" の方向 15. 97mの地点
B18の地点～B17の地点から	方向角178° 42' 13" の方向 27. 36mの地点
B19の地点～B18の地点から	方向角267° 05' 16" の方向 7. 72mの地点
B20の地点～B19の地点から	方向角264° 33' 17" の方向 15. 28mの地点
B21の地点～B20の地点から	方向角358° 08' 28" の方向 14. 86mの地点
B22の地点～B21の地点から	方向角265° 05' 19" の方向 3. 70mの地点
B23の地点～B22の地点から	方向角267° 05' 50" の方向 13. 07mの地点
B24の地点～B23の地点から	方向角268° 52' 10" の方向 9. 83mの地点
B25の地点～B24の地点から	方向角263° 36' 28" の方向 8. 77mの地点
B26の地点～B25の地点から	方向角258° 16' 03" の方向 27. 34mの地点
B27の地点～B26の地点から	方向角250° 13' 42" の方向 10. 03mの地点
B28の地点～B27の地点から	方向角252° 21' 05" の方向 25. 97mの地点
B29の地点～B28の地点から	方向角342° 15' 11" の方向 1. 87mの地点
B30の地点～B29の地点から	方向角251° 35' 11" の方向 25. 50mの地点
B31の地点～B30の地点から	方向角163° 00' 16" の方向 1. 57mの地点
B32の地点～B31の地点から	方向角253° 00' 07" の方向 13. 22mの地点

B33の地点～B32の地点から	方向角256° 54' 00”の方向 5.67mの地点
B34の地点～B33の地点から	方向角255° 44' 07”の方向 13.02mの地点
B35の地点～B34の地点から	方向角256° 06' 48”の方向 19.98mの地点
B36の地点～B35の地点から	方向角257° 32' 47”の方向 20.00mの地点
B37の地点～B36の地点から	方向角258° 33' 04”の方向 19.98mの地点

(3) 面積

施行区域 面積	4652.32 m <sup>2</sup>
---------	------------------------

### 3. 埋立地の用途

階段敷地

### 4. 設計の概要

#### (1) 埋立地の地盤の高さ

階段工天端高 T.P.-0.5～+6.1m (SP1807.30～SP1818.35)

#### (2) 岸壁、堤防、護岸その他これらに類する工作物の種類及び構造

階段工 L=12.85m 天端高 T.P.-0.50m～+6.10m

+0.60mまで水中コンクリートを打設し、+6.10mまで場所打ちコンクリートを打設する。

#### (3) 埋立に関する工事の施工方法

階段工の施工は道路護岸の整備と並行して行い、消波工に据え付ける異形ブロックの仮置きと網かごによる波除工を設け、静穏を保った上で、水中コンクリート、場所打ちコンクリートの打設を行う。

#### (4) 公共施設の配置及び規模の概要

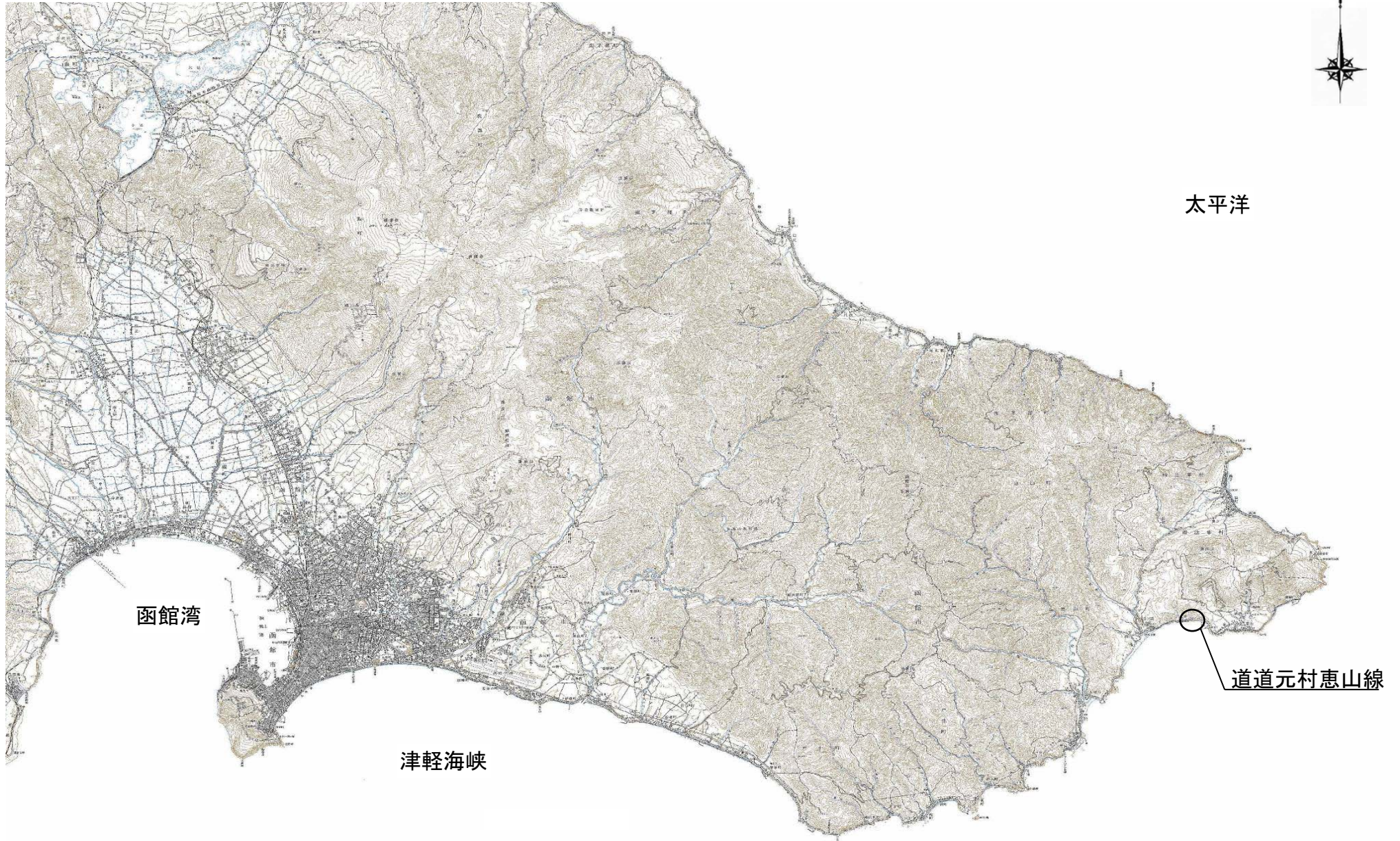
別添図による。

### 5. 埋立に関する工事の施工に要する期間

1年9ヶ月間



公有水面埋立区域等位置图



# 公共施設の配置及び規模の概要図

縮尺 1:1,000

函館市古武井町



函館市古武井会館

道道元村恵山線

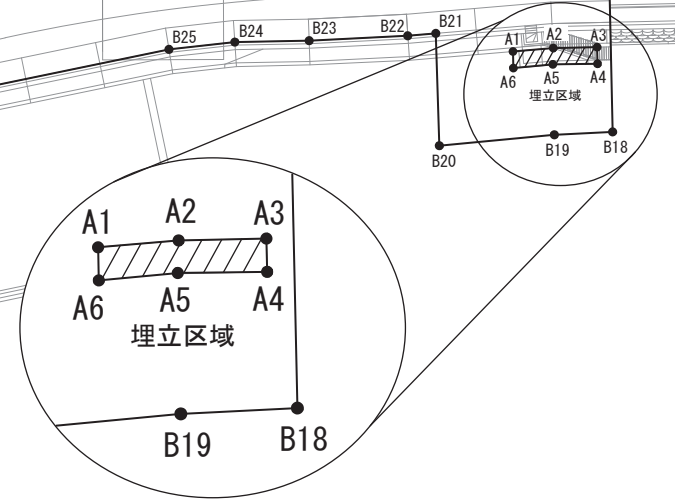
至 恵山町

至 日ノ浜町

施行区域

津 軽 海 峡

埋立区域等の基点  
 2級基準点 H19-1-2-1  
 北緯 41度47分19秒 7368  
 東経 141度07分22秒 5876  
 X=-245249.079  
 Y= 72555.531



凡 例		
	埋立区域	24.17 平方メートル
	施行区域	4,652.32 平方メートル